

環境負荷の小さな車を簡単に識別できる 「東京都適合車標章制度」(通称：東京都適合車ステッカー)のお知らせ

東京都では、環境負荷の小さな自動車への「東京都適合車標章(通称：東京都適合車ステッカー)」貼付を促進しています。

トラック、バス(観光バスは除く)、特種自動車の所有者の方は、「東京都適合車ステッカー」を入手していただき、お使いの自動車に貼付してください。運送等を委託する荷主の方は、委託先の運送事業者などにステッカーの貼付を働きかけてください。

このステッカーは環境負荷の小さな自動車であることを容易に識別できるものです。契約時の選択や環境対策のアピールのため、有効活用してください。

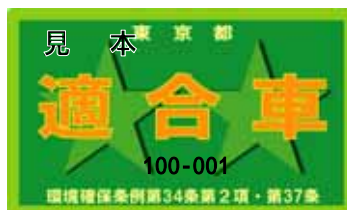
東京都適合車ステッカーについて

東京都適合車ステッカーを貼っていただくのは次の自動車です。

環境確保条例で定めるディーゼル車規制に適合し、自動車 NOx・PM 法の対策地域内に登録可能なトラック・バス・特種自動車(ただし、猶予期間中のものは、適合車扱いとします。)



(1つ星)



1つ星よりより良い性能の自動車用
(2つ星)



環境確保条例や NOx・PM 法で
猶予期間にある自動車用
(1つ星 期限付き)

東京都適合車ステッカーの入手方法について

平成22年3月末日までは下記のとおりです。以後は、東京都へ直接連絡ください。

(ステッカー代や交付手数料は不要です。ただし、郵送申請の場合、郵送料を負担願います。)

都内の自動車整備工場での入手

都内車籍の自動車のみ。平成21年度中に、都内の自動車整備工場での修理・車検更新等を行う場合には、その整備工場に「東京都適合車ステッカー」の交付を受けることができます。

郵送申請による入手

すべての地域の車両に対応しています。(社)東京都自動車整備振興会 へて、申請書及び自動車検査証などの添付書類をお送りください。

申請書送り先 〒151-0071 東京都渋谷区本町四丁目16番4号

(社)東京都自動車整備振興会

「東京都適合車ステッカー受付窓口」まで

東京都適合車ステッカーの詳細は

制度の詳細や申請書のダウンロードは、以下のホームページをご覧ください

- ・ (社)東京都自動車整備振興会HP <http://www.tossnet.or.jp/>
- ・ 東京都環境局HP <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

< 問い合わせは... >

(社)東京都自動車整備振興会 電話 050(3532)2621(専用ダイヤル)

東京都環境局自動車公害対策部計画課 電話 03(5388)3531

(社)東京都自動車整備振興会は、東京都適合車ステッカー交付等の業務委託先(21年度)です。